

平成30年度 第2回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年5月28日(月) 13時30分から14時30分

2 開催場所 猿払村役場3階 委員会室

3 出席委員 (10人)

会長	10番	円丁委員
委員	1番	水野委員
	2番	羽鳥委員
	3番	早坂委員
	4番	港委員
	5番	大武委員
	6番	仲野委員
	7番	木村委員
	8番	森委員
	9番	宮尾委員

4 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の
報告等について

第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見
について

第6 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長

事務局次長 末永次長

農地係長 林係長

農地係 田村主事補

6. 会議の概要

- 円 丁 会 長 ただ今の出席委員数10人です。定足数に達しておりますので、平成30年度第2回総会を開催します。日程に入る前に一言ごあいさつを申し上げます。
- 皆様、それぞれお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。非常に天候も良く、1番草も例年以上に伸びて、来月の中旬ぐらいになると1番草の刈り取りも始まるのかなと思ってます。今日の総会です、私が会長になって、1年にはならないですけども、会長になってみると意外と忙しくて、総会以外の色々な会議にも参加することもあって非常に忙しいです。
- 今日も数件の案件がありますので慎重審議のほどお願いします。
- 日程第1、会期の決定について。会期は本日1日限りといたしますがこれにご異議ございませんか。
- 一 同 (異議なし)
- 円 丁 会 長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。日程第2会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第36条の規定により7番の木村建二君、8番の森哲也君を指名いたします。
- 日程第3、報告。内容について事務局より報告をします。
- 小 林 局 長 日程第3、事務報告。平成30年4月24日から平成30年5月27日までとなっております。4月24日平成30年度第1回猿払村農業委員会総会をこの場にて開催させていただいております。委員7名事務局4名の出席となっております。
- 5月21日から5月22日、平成30年度農業者年金業務、新任職員研修会を、札幌市にて開催してございます。田村主事補が出席いたしまして、年金業務の基本的な業務の進め方を勉強して参りました。
- 5月23日平成30年度の市町村農業委員会職員基礎研修会、これも、札幌市にて開催してございます。末永次長の方が出席いたしまして、こちらのほうも新任職員に対する研修会、基礎的な部分の研修会となっております。以上です。
- 円 丁 会 長 事務報告についてご質問等ございませんか。なければ議事に入ります。
- 日程第4、議案第1号。農地法第6条の規定による、農地所有適格法人の報告等について、議題といたします。内容について事務局より

説明します。

小林局長 日程第4議案第1号、農地法第6条の規定による、農地所有適格法人のことに付いて下記のとおり農地法第6条の規定による、農地所有適格法人の報告がありましたのでご審議願います。平成30年5月28日提出、猿払村農業委員会会長円丁辰夫。今回の提出者につきましては有限会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇氏となっております。これから今回提出されています、内容について少しお時間をいただきまして、皆さんの方で目を通していただきたいなと思いますので少々お時間をいただきたいと思ひます。

一 同 (資料回覧)

円丁会長 ただいまの件について質疑を承ります。
質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同 (異議なし)

円丁会長 異議なしと認めます。よって日程第4議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを原案どおり可決、決定します。

日程第5、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。内容について事務局より説明します。

小林局長 日程第5議案第2号、農地法第4条の規定による、許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による、許可申請の提出がありましたのでご審議願います。平成30年5月28日提出猿払村農業委員会会長円丁辰夫。内容につきましては2件ございまして、1件目、利用者浅茅野台地、〇〇〇〇さんからの申し出がありまして農地の転用といたしましてはラグーンの建設、2つ目に、浅茅野台地の有限会社〇〇〇〇の方からですね、農業の作業車、農機庫の建設にともなう転用という形でございます。〇〇〇〇さんにつきましては浅茅野台地の342の73番地、31, 834㎡のうち、1, 224㎡、浅茅野台地342の76番地、39, 320㎡のうち、2, 112㎡、浅茅野台地342の262番地、9, 393.16㎡のうち646㎡、あわせて、3, 982㎡となっております。もう1件につきましては浅茅野台地2664の1番地、

25,924㎡のうち、2,659㎡の転用面積となっております。附属資料、議案番号第2号のタブをおめくり頂きましてそちらの方には2件の審査表を添付してございます。1番目、〇〇〇〇さんの審査表につきまして立地の基準、一般基準、添付資料等判断した結果、5番総合判断による、判断を記載されてございます。もう1ページめくっていただきましては現況図になってございます。現況図のもう1枚おめくりいただきましては、転用する部分の変更案の図面がついてるかでございます。続きまして〇〇〇〇の転用につきましても、立地基準並びに一般基準また、添付書類等をチェックし、総合判断の方を記載してございます。おめくりいただきましては、現況図、位置図を添付してございます。1番最後のページにつきましては、今回変更する部分の変更図も記載されてございますのでご確認願えたらと思います。内容については以上です。

円 丁 会 長 まずは、受付番号2番の案件について質疑を承ります。質疑等ございますでしょうか。

森 委 員 1つよろしいですか。

小 林 局 長 はい。

森 委 員 342の262っていう地番なんですけども、これは赤線で囲っていた部分が畑で利用してるから、転用許可が必要だってことですか、これは元々施設用地ですよ。

小 林 局 長 はい。

森 委 員 元々ここ牛舎があつて畑じゃないから施設用地だろうから、転用許可必要なのか。

小 林 局 長 ここの部分についてはですね、一部畑として利用して一応中山間の交付金対象地となつて、こちらの方で判断させてもらつているので。現況主義ということで、そこは畑として認めて今回の転用というタイミングで変更をかけたという事です。

森 委 員 わかりました。


円 丁 会 長 他に質問ありませんか。
次に、受付番号3番の質疑に入りますが、本件は議事参与の制限に

該当しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、6番仲野委員に退席を命じます。

それでは、受付番号3番について質疑等ございませんでしょうか。質疑がなければ、仲野委員に入室をお願いします。本案を可決することにご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

円丁会長 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見を原案どおり可決決定します。日程第6、その他、その他として事務局からなにかありますか。委員の皆様からなにかございますでしょうか。なければこれで第2回農業員会総会を終了いたします。

議長 円丁辰 

会議録署名委員 木村 達 

会議録署名委員 森 

